

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	恒藤恭の世界法論と田中耕太郎の『世界法の理論』：恒藤恭の国際法・世界法研究(二)
<b>Author</b>	桐山, 孝信
<b>Citation</b>	大阪市立大学法学雑誌. 54 卷 1 号, p.198-222.
<b>Issue Date</b>	2007-08
<b>ISSN</b>	0441-0351
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学法学会
<b>Description</b>	故和田卓朗教授追悼号
<b>DOI</b>	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

# 恒藤恭の世界法論と田中耕太郎の『世界法の理論』

——恒藤恭の国際法・世界法研究(二)——

桐 山 孝 信

一九八

## 目 次

はじめに

一 「世界社会の意識」論文の公表

1 「世界社会」の構造

2 「世界法」への視点

二 「世界法の理論」をめぐる学問状況

1 「世界法の理論」概観

2 同時代の学問状況

三 「世界法の理論」批判と恒藤世界法論

1 田中耕太郎「世界法の理論」批判

2 恒藤世界法論の射程

おわりに

はじめに

「生活のさまざまな領域が世界的視野を展開し来たり、諸々の社会現象もしくは文化現象がいよいよ世界的性格を顕著に帯びるに至る傾向の存する現代において、法の領域においても『世界法』の概念が考へられ、『世界法』の問題が論ぜられるのは、当然の事柄であると言はねばならぬ。『世界性』もしくは、『世界的性格』が一般に何を意味するかと云ふことは、しばらく別論として——特に世界法と呼ばれるところのものは、法としての性格をそなへると同時に、世界的性格をそなへるものたるべきことが、予想されるであらう。しかれば、かやうに『世界的性格を荷ふところの法としての世界法』の概念を構成することは、いかなる学問的意義を有するであらうか？ また斯かるものとしての世界法に関して、世界法の理論が成立するとすれば、それは如何なる中心問題を解決するものであらうか？」<sup>(1)</sup>

この一文は、恒藤恭が一九三六年の『公法雜誌』二月号に寄せた、「世界法の本質と其の社会的基礎」と題する論文の冒頭である。やや古風な文章表現は別として、むしろ二二世紀の今日にこそ一層妥当するような内容であり、問題設定といえないだろうか。

この論文は、恒藤が「世界法の理論の歴史に新しい時期を劃した<sup>(2)</sup>もの」と評価する田中耕太郎の『世界法の理論』<sup>(3)</sup>を批判的に検討しつつ自説をも展開したものである。『世界法の理論』は、一九三二年から三四年にかけて刊行された、全三卷一九〇〇頁にも及ぶ大作であり、「世界法」を冠する日本の著作としては空前絶後の労作と評価することができよう。しかしながら現在では、恒藤の著作同様、省みられることの少ないものになっている。筆者は、それらを現在に蘇らせようとする野心を持つ者ではないが、冒頭に掲げた一文からもわかるように、今日の状況を的確に把握するための手がかりとして、なお紐解くに値すると考えている。

説

論

以下では、一九二二年に「世界民の愉悦と悲哀」を発表し、その後も『国際法及び国際問題』の出版（一九二二年）や、法理学を發展させる中で国際法や世界法の問題を考察してきた恒藤の一九三〇年代の国際法・世界法研究について、世界主義による国家主義の克服という恒藤の研究の深化を意識しながら、『世界法の理論』批判の意義を振り返ってみることにしたい。<sup>(4)</sup>

(1) 恒藤恭「世界法の本質と其の社会的基礎」、恒藤恭『法の基本問題』（岩波書店、初版は一九三六年であるが、筆者が利用したのは一九六九年の第五刷）所収、二二七頁。

(2) 同右、二一九頁。

(3) 筆者が利用したのは、三巻ともに岩波書店が一九七三年に発行した第六刷である。

(4) 本稿は、本誌五一巻四号（二〇〇五年）に掲載した拙文「恒藤恭の国際法・世界法研究（二）」の統編にあたるが、和田卓朗先生を追悼するために独立した文章として読めるように、当初の構想を変更したものである。和田先生の論考に「帝国から国際社会へ——歴史の視から——」という法制史家の観点からする国際社会論（とそれに基づく日本社会論）があるが（本誌四八巻四号）、本稿は、「帝国から国際社会へ」というシエーマを越えて、「国際法から世界法へ」というシエーマを展開するための、国際法学者による思想的研究のささやかな試みである。

## 一 「世界社会の意識」論文の公表

### 1 「世界社会」の構造

一九二二年に、同志社大学から京都帝国大学経済学部へ転出した恒藤は、その後二四年三月から二六年九月まで在外研究のためにヨーロッパをめぐる、二八年四月からは法学部勤務となつて法理学講座を担当することになった。したがって研究のみならず教育においても中心は法理学（法哲学）になるが、恒藤の法理学研究はそのまま国際法・世界法の基礎理論研究につながっている。

なかでも、一九二九年に「大阪朝日新聞」に発表された「世界社会の意識」と題された論文<sup>(5)</sup>は、第一次世界大戦後の世界についての理論的把握を試みたものであり、恒藤のエッセイ「世界民の愉悦と悲哀」で示した世界主義の立場をどのように発展させたのかを考察するための格好の論文である。

論文は冒頭で、第一次世界大戦が終了して一〇年の間に世界の思想史の発展において注目すべき事実として、「諸々の国民の間に世界社会の意識が昂まり来ったこと」をあげている。そしてこの思想的意義を理解することが、世界戦争の意味を明確にすることにつながると述べる。（五月二二日掲載。以下、カッコ内は新聞に掲載された日付である。）つまり、「世界社会の意識」の本質を明確にすることによって、世界戦争の意義を明確にし、ひいては世界平和の条件を明確にするというのが、本論文の意図である。

恒藤は、世界社会の先端は、直ちにわれわれの日常生活の営みの中に深く食い入っているのであって、日々の生活の繰り返しを通じて、われわれは知らず知らずのあいだに世界社会の一成員たる地位に立っており、そうしたわれわれ自身の現実の個的存在から出発することによっても、世界社会の全体的存在に達する通路は開かれていると論じる。ここでは、海外旅行をしたり、外国と直接の取引を行うような人々だけが「世界人たるの資格」を持つのではなく、国民の一人として日常生活にいそしみながら、世界社会のうちに住み、世界社会の意識に生活すべき境遇が提供されていることを明らかにした（五月一三日）。この点が、古代や中世にも見られた「世界社会の意識」と根本的に異なる点である。「世界社会の思想」自体は、歴史的に見て古代にも中世にもあつたが、世界社会が空間的にも地球全体を覆うような現実的存在を持つに至ったのは一九世紀以後のことであり、歴史的文脈で世界法を研究する必要があることを示しているからである（五月二二日）。

恒藤の「世界社会」把握は二つの点に特徴を見ることがができる。一つは、恒藤が社会契約説に立たず、多元的国家

論の立場をとり社会連帯的な構成から、国家と一層高い生活平面である世界社会を理論づけていることである。恒藤は次のように言う。「現実の世界においては、各人はかかる抽象的存在者として国家生活に参加するものではない。各人は家族団体をはじめとして種々のかつ数多くの団体の構成員たる資格をそのまま十分に保有しながら、国家の構成に参加するものにほかならぬ。……各人は国家以外のあまたの団体に属するままに、かつ国家の一構成員たるままに、しかもよく世界社会に参加しうる……。もろもろの集団がより大きな集団にまで結合する原因は、いわゆる社会連帯の事実であり、世界のあらゆる地方に住む人々の間に相互依存の關係が現実が成立するのでなければ、世界社会は到底この地上に出現するを得ない」(五月一五日)。

もう一つ注目される点は、世界法の位置を確定するにあたって、経済が社会的建築の基礎構造をなし、法律および政治はそれに接触する上部構造をなすという社会構成観を「今日殆ど学問的常識とならむとしつつある」見方として採用していることである(五月一六日)。この立場に立つて、世界社会が基礎構造として世界経済と万民経済の総合的統一からなっていると想定する。ここでは、マルクス主義的理解も自家葉籠中のものとする恒藤の柔軟性を見ることができる。また、その基礎構造たる世界経済の現状を把握する場合にも、「交通」概念を使用しながら、国民経済と世界経済の關係を説いている点にも、恒藤のマルクス主義的観点からの社会把握が現れている。世界経済の現状は、領域権の制度および私有権の制度によつて根本的に制約されており、世界社会の存立発展の物質的基礎を確保するためには、領域権および私有権が提供する抵抗が克服され、世界中で生産される財貨が国境を越えて世界市場に流通するのでなければならぬと述べる(五月一七日)。

先に言及したエッセイ、「世界民の愉快と悲哀」では、恒藤が自由意志によつて自ら世界民となり、世界民として現実と向き合おうとするものであったが、その場合の世界民とは、第一に現実に立脚し現実を超えようとする理想主

主義者の立場であり、第二にあらゆる偏見と我執から自由な批判主義者の立場であり、第三に偏狭な国家主義や民族主義を退けつつ、人類全体の利益と幸福という観点から現実を批判していこうとする世界主義者の立場であり、歴史的文脈に置きかえると、かつて第一階級、第二階級に反抗して立ったときに第三階級が代表した民主主義者の立場であり、現に第三階級に向かって反抗している第四階級が依拠しようとしている社会主義者の立場であった。<sup>(6)</sup>

ここで早くも恒藤は世界主義者・社会主義者の立場から現実に向かう姿勢を鮮明にしているが、恒藤が世界民の立場をとるのは選択（自由意志）の問題であり、歴史の発展という展望は語られているもののきわめて抽象的であり、なぜその立場をとるのかという必然性は、必ずしも説得的に展開されているわけではなかった。これに対して「世界社会の意識」論文は、「世界人」であることを促す歴史的必然性を社会的基盤の変化とともに明らかにしようとし、その延長線上に世界法を展望する点で、世界法研究にとって大きな示唆を与えるものになっている。

## 2 「世界法」への視点

それでは具体的に世界法はどのように展望されるのであろうか。

恒藤は、国際関係における三つの交渉方式として、国家と国家の交渉、国民社会同士の交渉、国籍を異にする人々の相互の交渉があること、第一、第二の交渉が狭義の国際関係とするならば第三の交渉関係を万民的と名づけ、三様の関係が錯綜して有機的全体を形作っているという（五月一七日）。

また、世界社会の基礎構造として、国際経済と万民経済との総合的統一を想定する恒藤は、その上部構造として世界法と世界政治を考え、上記国際関係と世界社会の構造を関連させて考えると、上部構造たる世界法は万民法と国際法との総合的統一を意味すると述べる。この万民法は、民法や商法など社会生活の普遍的、統一的規範たる性質を備

説 えている国家法を指す。こうして、世界法は、一部分は国際法の形式において、一部分は国内法の形式において成立する。また、世界法の認識は国際的、万民的關係における法律現象の総体を併せてこれを世界的社会紐帯として理解するような観点からのみ可能とされる。ところで、第一次大戦終了後の世界社会には、世界法の制定や執行をつかさどる中央機関は存在しないが、国際連盟はある意味において世界法に関する立法や司法の中央機関たらしつつあり、特に常設国際司法裁判所の活動が注目し値すると、恒藤は言う（五月一八日）。総合的統一という概念は抽象的

でわかりにくい、国際法の延長上に世界法があるという捉え方をしてはならないということが確認できる。そしてこれは、後に述べる田中耕太郎の世界法の構成に近いが、ここで重要なことは、国際連盟や常設国際司法裁判所の活動をどのような立場から見るかという分析視角であろう。

恒藤は、経済学がこれまで主として国民社会の見地から経済現象を考察する態度に傾いていたが、最近になって世界社会の見地から経済現象の考察を行おうとするものが出てきたことに注目する。おそらくその立場に立つて、恒藤は、世界経済における世界的社会連帯と世界的資本抗争との対称を世界社会の明と暗の両面として把握し、世界的社会連帯が成立していることによって、全人類が共存共栄するために協力する永続的、客観的基礎を見る一方で、大資本家的企業組織相互の間に鮮烈なる社会経済的闘争が行われている現実を見るのである。そして世界経済におけるこのような矛盾は、国民社会相互の間に存在する相互依存性と相互離反性との矛盾の結果であり、世界社会の立場における客観的自我の自覚が、いまだ有効に現実の政治を支配するに至らぬために他ならず、大衆の自覚に立脚する世界政治の発達は、なお遠き前途をひかえていると評価する（五月一八日）。

経済学と同じく、近代の法律学も概して国家中心のまたは国民社会中心の見地から法律現象を理解してきた。国家中心の見地にとらわれず、それ以上の見地に立たざるを得ない国際法学も、国際主義的な立場以上に出て世界主義の



見地から法律の世界を考察する態度を貫くことができなかったが、近年では世界法の概念を保持しつつ法律現象を考察することの学問的意義を力説する学者が現れるに至ったことに注目する（五月一八日）。そして恒藤も世界主義の立場をとって次のように分析する。国内平和の確保に一応成功した近代国家は、進んで世界平和の確保のために努力するのでなければ、国民社会の保全の究極の基礎に近づくことができない。世界平和の理念の正反対なる世界戦争に参加した列国が、世界平和の樹立を根本目的とする国際連盟の事業に協力するに至ったのは、世界政治の観点から考えて、興味ある事実の対象である。不戦条約の実効性には疑問を呈しつつも、最近代において諸々の国民の間に高まりつつある世界社会の意識が、世界政治の根本問題に関連して重々しき形式において表現されたものであると（五月一九日）。しかし世界社会の意識が世界の民衆にいきわたり、現実政治に強く働きかけることがなければ、世界平和の確立のためにするいかなる制度も真の効果を挙げることはできないのであって（五月一八日）、国際連盟の活動や不戦条約の実効性は世界の民衆の世界社会意識の高まりにかかっていると評価する。恒藤は、世界経済の上に世界政治と世界法がそびえ、その上に世界意識が存在するという構成をとりながら、世界平和の可能性を探求したのであった。

恒藤の文章に出てくる「相互依存性」と「相互離反性」という言葉は、カントのいう「社交性」と「非社交性」を想起させるように、<sup>(7)</sup> 社会の動態的把握については、なおカントの影響があると思われるが、その社会の基礎づけはもはや観念的なものではなくなっていることに注目すべきであろう。第二次大戦後の一時期、日本の国際法学において国際法規や国際制度をそれを生み出した歴史的社会的基礎と関連づけて理解しようとする「社会科学としての国際法学」<sup>(8)</sup> が活況を呈したが、恒藤の考察は、萌芽的とはいえその先駆をなしていた。

恒藤の考察は、多元的国家論による国家の相対化と、経済を下部構造と捉えそれとの関係で法構造を把握する方法

説を通じて、世界法を社会科学的観点から展望する地点に立つことができたのである。もつともそうした考察は、当時の日本において孤立したのではなく、国際主義や世界主義の立場からの主張は一定程度の広がりを見せていた。政治学者や社会学者によるさまざまな主張があり、法学分野では田中耕太郎の『世界法の理論』が現れたのである。そ

うした議論はいかなる内容を持ち、恒藤の思想展開にとつてどのような意義を持っているのであろうか。以下に検討したい。<sup>(9)</sup>

(5) この論文は一九二九(昭和四)年五月二日から一九日までの八日間、「大阪朝日新聞」に連載された。なお執筆は三月下旬であることが、恒藤自らがスクラップした新聞記事の傍らに記してある(大阪市大恒藤恭記念室所蔵)。またこの論文は、恒藤没後にまとめられた論文集『法と道徳』『哲学と法学』『法の精神』のいずれにも収められていないので従来注目されていなかったが、近年、広川禎秀によつて初めて詳細に分析評価された。広川禎秀『恒藤恭の思想史的研究——戦後民主主義・平和主義を準備した思想』(二〇〇四年)、一二八—一三六頁。本稿もこの著書に負う所が大きい。

(6) 拙稿、前掲注(3)、四五頁。

(7) カント『世界市民的見地における普遍史の理念』第四命題参照。「カント全集 第一四卷」(二〇〇〇年)、八一—九頁。

(8) 松井芳郎『社会科学としての国際法学』香西茂他編『国際社会の法構造とその歴史と展望』(二〇〇三年)所収、一—三頁。

(9) 広川はこの論文を次のように評価している。恒藤は「世界社会概念によつて現実世界全体を把握し、資本主義の発展が戦争および平和の契機をどのように必然するかを説明しようとした」のであつて、本論文で一貫して世界経済的交通の発展を強調して、土台の変化が世界社会的連帯性を発展させること、従つて世界社会における平和維持の要求が強まる客観的可能性があることを見ようとした。世界平和の要求が、資本主義のもとでも増大する客観的条件の存在をみようとしたのである。そこでは、世界平和における帝国主義と被抑圧民族との矛盾、民族解放闘争の役割にまつたふれていない点もつとも大きな限界であるが、世界戦争が人類に自覚的に世界社会を保全する課題を提起し、また世界経済の発展が客観的に世界社会的連帯性の条件を成熟させることによつて、帝国主義戦争と人類の平和要求との深刻な対立が生じるとする認識は重要である。世界平和はユートピアではないことを明らかにしようとし、資本主義社会のもとでも実現可能な課題として理論的に考究した態度こそ重要であつたとする。広川、前掲注(5)、一二八—一三六頁。きわめて的確な評価であらう。

## 二 『世界法の理論』をめぐる学問状況

## 1 『世界法の理論』概観

「世界法」という言葉を聞いてまず想起する日本語文献が、田中耕太郎『世界法の理論』であることについて異論はないであろう。「世界法」を冠した著書がほとんど存在しないという事情もあるが、一流の法学者が、岩波書店から、大作を刊行したという事実からも、うなずけるように思われる。田中耕太郎について、国際法学の第一人者であり、東京帝国大学法学部で同僚でもあった横田喜三郎は次のように紹介している。「田中は、元来は商法を専攻した学者で、それに関する著書論文が多い。しかし、そのほかに、法哲学に強い関心を持ち、それに関する著書論文も少なくない。また、国際的または世界的な法の理念ないし現象に興味を持ち、『世界法の理論』（三巻、一九三二―三四年）の大著がある<sup>(10)</sup>。辞典での紹介であり簡潔なのは仕方ないが、法哲学や世界法にも関心を持っていた商法学者という印象を植え付けるような叙述は、一面では正しいとしても、田中の自伝的書物を読んだときに受ける印象とはずいぶん違う。田中が、研究者となつて以来発表を続けてきた商法学の業績ではなく、『世界法の理論』によって学位を受けたことに注目すべきであろう。横田執筆のこの項目では『世界法の理論』の紹介が続くが、そこでも、田中自身が大著を執筆した際に克服していった「狭義の世界法リチーテルマンの世界法」が核心であるかのような紹介がなされている<sup>(12)</sup>。この紹介を読む限り、田中と同時代を過ごしたことのない後進の国際（公）法学者が『世界法の理論』を省みようとしないのは、いわば当然のことであろう。

純粋法学に「心酔」する横田にとつて、田中の理論は、国際私法や実証的な統一法の部分と、自然法を基礎にした思弁的と思われるような国際法との奇妙な混合物と映ったかもしれない。しかし、虚心坦懐に読めば、さまざまに汲

説  
論  
み取ることのできる議論がそこかしこにちりばめられている。「大作」である。とは言え、簡潔に要約すると横田の二の舞になりそうなので、本稿では筆者の関心に沿って議論を整理してみた。<sup>(13)</sup>

田中によれば、商法の研究を通して、自分の持っていた人類主義的国際主義的理想を実現しようと考え、当初は統一しうる法の範囲で、統一を実現するための理論的実際的方法に問題を局限していたが、だんだんとプランが広がって、一方では世界社会と世界経済との基礎の上に、他方では自然法の基礎の上に、統一法と国際私法と国際公法とを配列しようという方向に進んだという。しかも世界法の理論の構築を志したのは一九二三、二四年頃であり、学位論文として提出されたのが二九年、そして浩瀚な著書として刊行されたのが三二年から三四年にかけてであった。<sup>(14)</sup>つまり、当初は、自らの学問の守備範囲であった商法、なかでも手形小切手法などの分野で統一法運動が強くなり、実際にも条約などが作られていく中で、チーテルマンの言うような「狭義の」世界法の可能性<sup>(15)</sup>、つまり世界各国を通じて同一内容を有する法の成立が展望されるようになったことから、自らも「世界法の理論」の構築を目指した。しかしそれに飽き足らず、田中は広い意味での世界法の可能性を追求するようになった。そこで、「社会あるところに法あり」の格言を導きの糸にして、「法の概念」を、一九世紀以来極めて強く主張されるようになった国家概念や民族概念との不可分性ないし拘束性から解放し、より高次の世界社会においても法が妥当するという展望を抱いた。『世界法の理論』第一巻は第一章の緒論のあと、第二、第三章で二四〇頁あまりを使って法と国家、法と民族の関係について「予備的考察」を行っている。国内法の内容を統一するという作業ではなく、世界法が国家や民族を越えたところに措定される以上、田中のこの作業は不可欠であったといえよう。

しかし、この作業は、世界法の存在を認識するための消極的考察であることは、田中自身が認めることであり、世界法が基礎を置く世界社会がいかなるものかを考察する必要があった。これを、第四章で行い（世界法の世界社会的

基礎)、自らは唯物史観を支持するものではないと断りながらも、社会生活における法の重要な部分は経済生活に關係すること、そして現実に世界的規模の経済活動が行われており、それは必然的に法的規制を要請することを第五章(世界経済の法的規整)で考察し、世界法存立の積極的意義を明らかにして第一巻を終える(本文五三六頁)。この第四章および第五章は現在から見ても興味ある議論を展開していると思われるし、恒藤も第四章を中心にした紹介批評を行っているので、これについては次章で検討したい。

第二巻では、一転して世界法を自然法によって基礎づける努力が行われる。折茂豊が指摘するように、「世界法の理論」は現実的な社会学的基礎づけと、理想的な形而上学的基礎づけの二様から構成されており、そこに著書としての一貫性についての疑問を生じさせる余地が生まれる。しかし田中によれば、「国際法、国際私法、商法は、共通の普遍人類的性質を持つので、等しく自然法によって基礎づけられるに適している」(第二巻、四一頁)のであって、それがなければ世界法は宙に浮いてしまうからである。しかも田中の場合には、グロティウスやブーフエンドルフのような啓蒙的自然法学者の言う自然法ではなく、中世のスコラ的自然法がおかれる。田中によれば、啓蒙期自然法は各自が恣意的に細目にわたって体系を演繹したためにかえって自然法を固定化させ、生活上の必要を満たす弾力性を失ってしまったと批判して、スコラ自然法の柔軟性を高く評価するのである(第二巻、三〇―三二頁)。ここでも教会、特にカトリック教会を世界社会の一つとして位置づける田中の理論的根拠が垣間見える。

第二巻は、続いて国際私法の歴史的発展、学説の対立などが丁寧に紹介され(第七章)、第三巻第八章の統一法運動の経緯と共に詳細を極める叙述になっている。

さて、国際(公)法学の観点から気になるのは、国際法への言及であるが、これは第三巻の最後に位置する。ここでは、国際法思想をたどり、第一次世界大戦後の新傾向として、国際法の基礎を国家としていた従来の思想を脱して、

説  
クラッペやデユギーの心理学的、社会学的考察からする国際法の超国家性の主張、ケルゼンやフェアドロスらによる根本規範から演繹される論理主義にもとづく超国家性、スコラ的自然法学者による国際法の超国家性の主張などを紹介し、国際社会もまた法を有すること、国際社会の発達、その組織化と、国際的正義の観念の徹底によって世界法化

しつつあるという。しかし、世界経済の存在や各国国民の連帯関係の存在を指摘して実証主義的に国際法を見る場合には、その国際法は全世界を覆うものとはならず、「国際法は人間性に発する人類の社会生活における普遍的なる法律原理である自然法の基礎の上に、始めて普遍人類的性質即ち世界法性を獲得するに至る」(七〇九頁)と主張する。自然法原理に基礎を置きつつ実際の国際社会の発達に応じた国際法規を承認し、それは国内法とあい携えて世界法を構成するというのが、田中の理論であった。

## 2 同時代の学問状況

『世界法の理論』は、公表されて以来さまざまな雑誌や新聞で紹介・批評がなされたようだが、恒藤によれば、そのほとんどは印象的批評に過ぎなかったという。<sup>(16)</sup>しかし『世界法の理論』の不幸は、出版された時代によるものが多い。この著書に対して朝日賞を授与した朝日新聞社が右翼からの攻撃的になり、学士院賞を与える計画が立ち消えになったという。<sup>(17)</sup>田中は、昭和七年二月出版の第一巻緒論において次のように述べていた。「今や世界大戦終結よりここに十年、各国民はその物質的及び精神的の破壊作用を自覚し、反動的なる民族主義、狭隘なる愛国主義より徐々に人類相互依存の事実及び全人類の形成する *Gemeinschaft* の理想に目覚め、この基礎の上に存するユートピアに非ざる国際主義的世界主義的精神に赴かんとしつつある」(一九頁)。しかし、昭和八年九月二一日と日付が打たれた第二巻の「序」では、「今や我が国吾世界全体の雰囲気は本稿に着手した十年前の当時の其れとはまったく違つて

いる」と嘆かざるをえなかった。確かに、国家主義や民族主義を超え、さらに国家主権を形式的には尊重する国際主義をも超えたところに世界法の可能性を見出そうとする田中の試みが、一九三〇年代半ばの日本において受け入れられることはなかったであろう。しかし出版のわずか一〇年前には、世界主義を受容し発展させる学問状況が社会科学の全分野で存在したのであり、田中の試みもそうした「霽開気」の中に位置づけることができる。

田中自身、理論的に影響を受けたものとして、しばしば引用されるドイツのチーテルマンのほか、オランダのジッタ、クラッペ、政治理論としては多元的国家論を挙げているが、一九二〇年代の日本では、政治学分野での多元的国家論の興隆があり、それは社会学分野での社会連帯主義の主張と関連しており、そして経済学分野では世界経済論の考察が行われていたのである。実際に、『世界法の理論』の中でしばしば言及されている研究者は、政治学の中島重、社会学の高田保馬、世界経済論に関して作田荘一であった。

中島重は恒藤の同志社大学時代の同僚でもあるが、『多元的国家論』（一九二二年）は、中島がそれまでに発表した論文をまとめたものである。その要ともいえる巻頭論文「国家本質に関する二大潮流の対立」は、一九二〇年に発表されたものであり、その核心は、論文冒頭に引用されたマッキーバーの文章（英文）に尽きる。つまり「国家は community と同じではなく、また政治的 association はあらゆる人間生活を含むものでもコントロールするものでもない、ということが重要なのである。国家は community ではなく、その中の特殊な権威的 association と理解される……」。以下、長々と引用されているが、要するに、communityこそが人間生活の全体を覆う実態だとし、その反対にこれまでしばしば絶対視されてきた国家（ドイツの文化国家主義の国家観）を community ではなく association であるとするこゝによって相対化し、新しい社会イメージを描き出したのである。

高田保馬も大著『社会学原理』を既に一九一九年に出版していたが、一九二二年には国家が他のさまざまな社会と

ともに全体社会を構成するという多元的社会観を示した『社会と国家』を刊行した。その序文にいう。「本書の立つ所の立場は所謂多元的社会観である。此言葉を今、国家と等しく他の種々なる社会もその独立性を認め、国家も亦雑多の社会と共に全体社会内の一平民にして、後者は前者の臣隷たる事無しと見る見解の意味に解するならば、それは最近欧米の社会科学界に於ける新鋭の思想にして……漸次其勢力を加えつつあるを見る」。

また世界社会の基礎構造をなす世界経済については、田中はほぼ全面的に作田莊一の論文に依拠している。そこでは、世界経済は直接に国民経済や個別経済の総和ではなく、国民経済の対外的方面即ち国際経済交通および個別経済相互交通即ち万民経済的方面の総合であり、この上に単一の世界経済が成立しているとされる。<sup>(19)</sup>この把握は、すでに恒藤の「世界社会の意識」論文でみたとおりである。

このような潮流は、日本にオリジナルなものでは、もちろん、ない。端的に言えば、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、欧米諸国に新たな学問潮流が現れ、日本ではやや遅れて、あるいは欧米に留学した者たちによって導入された新しい「社会」の見方<sup>(20)</sup>構成である。それは、欧米社会自体が一九世紀半ばから変容し始めたことで、その変容を的確に受けとめるための学問研究の変化に対応しており、日本でも特に第一次大戦以降、「社会問題」の登場とデモクラシー運動や社会運動の活性化によって、その新しい学問研究を受け入れる素地が生まれてきたのであった。<sup>(20)</sup>

国際法学もそれに影響を受けないわけにはいかなかった。国際法史に関するヌスバウムの標準的なテキストでも、国際法に関する根本問題についての新たな探求が、一九世紀末から第二次世界大戦前までに遂行されることになったとして、トリール、クラツベ、ケルゼンと並んでデュギーを挙げ、紹介している。そこでも、デュギーによる法の国家からの解放と、社会連帯に由来する社会規範が法源であると<sup>(21)</sup>する議論を特徴としてあげている。

デュギーの社会連帯論による新しい法学の試みや、それを国際法に応用したジョルジュ・セルの法理論、さらには



法哲学者のパウンドに始まるプラグマティズム、「新国際法」を提唱するアルバレスなどの、南北アメリカの国際法学の新たな潮流が、戦間期にいつせいに花開いたのであった。<sup>(22)</sup>

折茂豊は、田中が世界法に関する研究に手を染め始めた一九二〇年代にあつては、世界法という概念は、いまだ法学者によつて一般的に承認せられるには至つていなかったと述べるが、<sup>(23)</sup>世界法という言葉自体は使われていなかったものの、伝統的なものとは異なる法に対する分析手法や背景となる社会の把握の仕方などは広い範囲で受容されていた。田中の試みは孤独な学問的営為などではなく、さまざまの学問的ネットワークを駆使した、むしろ時代の潮流に乗つた研究であつたとさえいえる。しかし『世界法の理論』が出版されたときには、既に時代は「狭隘な国家主義や民族主義」が跋扈し、「民主政より独裁政へ」<sup>(24)</sup>移行していた。

(10) 横田喜三郎「田中耕太郎」国際法学会編『国際関係法辞典第2版』（二〇〇五年）所収、五九一―五九二頁。

(11) 田中耕太郎『生きて来た道』（一九五〇年）は、田中にインタビューを行うという形で作られた自伝的書物である。

(12) 横田による紹介は次のように続く。「世界法の理論は、『*Die soziale Ethik*』の格言が示すように、世界社会が存在するならば、世界法が可能であるとする。世界的な社会として、諸国家の間に存在する社会（国際社会）と個人によつて構成される社会（世界社会）とがある。国際社会の法は国際法である。世界社会の法には、異なる国家に属する個人の関係を国家を通じて規制する法（国際私法）と、個人を直接に規制する法（統一法）とがある。統一法は厳格な意義における世界法であつて、たとえば、為替手形などに関するジュネーブ統一条約がそうであるとする。」横田、前掲注(10)、五九二頁。もっとも、田中が国際法学者からまつたく省みられなかったというわけではない。高野雄一は『世界法の理論』をとくに関心を注いで読んだ限られた本の一つであると書いている。高野「国際司法裁判所と田中耕太郎博士」鈴木竹雄編『田中耕太郎一人と業績』（一九七七年）所収、二一九頁。また、斎藤恵彦「世界法概念について——田中、恒藤両博士の概念をめぐつて——Ernst Zitelmann, "Die Möglichkeit eines Weltrechts" (1888) 一〇〇年目を記念して」『世界法年報第八号』（一九八八年）も参照。

(13) 『世界法の理論』の要約については、折茂豊「世界法」鈴木竹雄編、前掲注(12)所収、が参考になる。

- (14) 田中、前掲注(11)、一三八—一四〇頁。
- (15) 折茂、前掲注(13)、七七頁。
- (16) 恒藤、前掲注(1)、二二三頁。
- (17) 田中、前掲注(11)、一四三—一四四頁。
- (18) 『世界法の理論』第一巻、一四一頁。
- (19) 作田莊一「世界経済の成立過程(一)〜(完)」経済論叢二巻一、二、四号(一九二五年)、特に四号九—一〇三頁参照。
- (20) 蝦山政道『日本における近代政治学の發達』(初版は一九四九年だが、筆者の参照したのは一九六八年の復刻版)、一七九頁。蝦山は恒藤、中島、高田らの議論が日本における近代政治学の形成から抜け出すための方法的反省をもたらしたものであるとして同書の第三章「近代政治学の岐路」の中で詳しく紹介している。また一九世紀末から二〇世紀が欧米諸国の社会の転換点であり、同時に学問領域においても転換点であることについて、高橋和之『現代憲法理論の潮流』(一九八六年)三三頁。そしてフランスにおける現代憲法理論の創始者としてデュギーを検討する。同書、一八八—一九七頁。
- (21) A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations*, (1950), pp. 281-287.
- (22) 一九世紀末から二〇世紀前半にかけてのフランスにおける新しい国際法学の動向については、M. Koskeniemi, *The Gentle Civilizer of Nations: The Rise and Fall of International Law 1870-1960* (2001), pp. 266-353. また戦間期の米州国際法に「*レゾルベ*」A. Anghe, *Imperialism, Sovereignty and the Making of International Law*, (2004), pp. 125-131. セルに關しては、西海真樹「国家の二重機能」と現代国際法——ジョルジュ・セルの法思想を素材として」世界法年報二〇号(二〇〇〇年)、七七—一〇六頁も参照。
- (23) 折茂、前掲注(13)、七六頁。
- (24) 宮沢俊義「民主政より独裁政へ」中央公論四八卷九号(一九三三年)。

三 『世界法の理論』批判と恒藤世界法論

1 田中耕太郎『世界法の理論』批判

恒藤の世界法研究もまたこうした時代の潮流の中で育まれたものである。『公法雑誌』一九三六年二月号から五月号まで掲載された書評論文「世界法の本質と其の社会的基礎」は、田中耕太郎『世界法の理論』の批判的検討であり同時に自らの世界法の本質についての見解を示そうとしたものである。

恒藤は、田中の労作を、近年の「世界経済」の研究の隆盛と並んで「世界法」の研究に新たな局面を開いたものとし、従来のような狭義の世界法＝統一法ではなく、広義の世界法概念は法の根本理論にとって重要な意義を持つと評価する。なかでも法の存在をその社会的基盤との関連で考察することが法の本質の考察にとって重要であるとの観点から、検討範囲を主として「世界法の世界社会的基礎」の章に絞っている。<sup>(25)</sup> いうところの「社会」をどのように把握するかについて田中は、協同体（ゲマインシャフト）と社会体（ゲゼルシャフト）との区別を行い、それが世界的であるかどうかを吟味する。家族、町村、都市、民族などの団体は地縁、血縁を基礎とし、範囲も地域に限定されるが、国家や教会は地域に限定されず、世界的たりうる。また学界、株式会社などの目的団体も、性質上は世界的たりうる。つまり世界社会の世界性は、空間的、地域的に非限定的であり、超国境的存在であるので、世界社会にも程度の差がある種類が生まれる。中でも商取引の範囲においては国際主義が最も強く実現され、従って世界社会の存在が最も明瞭に看取されるのであって、世界経済は今日においては世界社会の豊穡なる地盤となっているとす。<sup>(26)</sup>

恒藤の理解では、田中の見解の主要特色は、世界社会を多元的かつ多種のに考えて、それと「社会あるところに法あり」の根本命題を連結して、世界社会の規範としての世界法概念を定立するが、「異なる種類の世界社会が互

に如何なる實在的關係に立つのであるか」という問題について、統一的総合的考察を行うことには余り関心が無い。ところが、田中は世界平和の實現との関連で、理念としての「世界人類社会」についても論及しており、現存の連邦国家に世界社会の性格を認めないのは、田中の最初の定義と矛盾していること、単一国になった世界国家は「超国境性」を持たず、これまた田中の定義と矛盾する。それは、世界平和を予定する世界国家が、全世界的なものでなければならぬのに対して、歴史的社会的實在を前提にした世界社会を論じる場合には世界平和の問題への関連は顧慮されないので、多種多様なものとしても承認されるということに問題があると指摘するのである。<sup>(27)</sup>

つまり、田中が想定する「社会」は「部分社会」であつて「全体社会」ではなく、これに対して恒藤は、法の存立基盤は「全体社会」であると考えている所が重要な違いとなつてゐる。それでは恒藤のいう「全体社会」とは何か。恒藤によれば、全体社会とは、地域の上に成り立つ一切の形象を内含する。国家と法との緊密な連関を肯定しつつ、国家領域を範囲としてその上に成立する全体社会たる国民社会は、他の国民社会との間に永続的交渉を持つ場合には、この国民社会は一層包括的な全体社会に属するという。さらに恒藤は、局限的全体社会と普遍的全体社会を区別し、世界社会は、局限的全体社会としての諸国民社会の全部を内面に包含するとともに、他方で、別の種類の局限的全体社会たる国際社会を内面に包含するところの普遍的全体社会であり、世界法は国内法と国際法の総合体、世界経済は国民経済と国際経済の総合体、世界政治は国家政治と国際政治の総合体で、全体として世界社会を構成するといふ。<sup>(28)</sup>

世界社会を以上のように把握する恒藤は、田中の世界法概念についても次のように批判する。田中は、超国境性をもつ法が空間的範囲、団体構成員の範囲のみならず、法規範の対象の側からも世界性を持つものを世界法と呼ぶことで、結局「世界」とは非限定的なるものを指すに過ぎないのであつて、概念としてははなはだあいまいなものになつてしまつてゐる。田中は、世界法は国際私法、統一法、国際法の三元的構造をもち、それらの理論がいずれも共

通の世界社会的世界人類の立場から統一的に構成されるということと特色としているが、国際私法、統一法が世界人類の私法的交通に奉仕するという観点から理論づけるのは特殊的・法律学的動機であり、自然法を媒介にして三者を統一的に捉えようとするのは普遍的・法律哲学的動機であること、国際私法と統一法は、国際経済、国際交通の発展の必要に促されて発達してきたものであり、人類の法的生活の統一そのものに意義をみとめる理想的法律観によって導かれてきたわけではない。<sup>(29)</sup>したがって、田中の世界法では、「国際法、国際私法及び統一法が、その規律の対象の側から見て、国際的生活関係、とりわけ国際経済的生活関係と交渉する点において趣を同じくする」という事態を明確に認識し、これを念頭に置けば十分なのであって、必ずしもこれらのものを総括して世界法と呼ぶ必要はない。こうして恒藤は、世界法概念の学問的意義を次のように結論づける。つまり、普遍的全体社会の法たるものとして世界法を構成することこそは、現存の法律秩序の全体系を分析し、総合し、社会的基礎との連関において現存の法律秩序の全構造を正しく洞察するためにより適当な方法であるとして、長文の書評を終える。<sup>(30)</sup>対象に密着しながら冷静に行文を吟味し、その上で自説を展開するという、書評論文の見本ともいえよう。

## 2 恒藤世界法論の射程

恒藤による『世界法の理論』書評論文では、田中が、世界法を社会的基礎との関連で把握しようとしたことを高く評価しつつも、肝心の「社会」を十分に概念的に把握することに失敗したために、法規範と他の社会規範との緊張関係が明確化できなくなっている点、国際法や国内法と世界法との概念的区別がいまいちになったことに批判のポイントがあったように思われる。確かに、恒藤にとつての世界法概念の学問的意義については明らかにされたが、もうひとつの課題、つまり世界法の理論が解決しようとした問題は何かという課題には明確な応答がなされていないように

満州事変（一九三一年）から国際連盟脱退へという国際的孤立化の時代を迎え、京大滝川事件（三三年）という恒藤の人生そのものに大きな影響を与えた事件があり、また一九三五年のイタリヤによるエチオピア侵略や天皇機関説事件などの国内外での「社会的現実」を目の当たりにして、恒藤が単なる理論的関心・学問的意義のみで「世界法の本質」を探究したわけではないだろう。実際、その時期には「ジャーナリスト」として旺盛な執筆活動を行い、新聞雑誌にさまざまな評論を掲載しているのである。<sup>(31)</sup>

実は、恒藤による『世界法の理論』書評論文は、恒藤が同じ『公法雑誌』に一九三五年から三六年にかけて二一回にわたって掲載された「法の本質」論文の傍らで執筆されたものである。したがってその論文をあわせて読むことによって、恒藤が考える世界法論の課題を検討したい。

「法の本質」論文の法理学的意義については専門家の議論に譲ることにして、<sup>(32)</sup>ここでは、恒藤の国際法・世界法研究との関連でのみ検討を加えることにする。しかしながら、彼の法理学研究は国際法・世界法についての造詣の深さによって他の法理学者との決定的な違いを見せており、それについて語ることは同時に法理学について語ることに  
る。

なぜか。恒藤は次のように述べる。「法的規範の本質を考察する場合には、本来の意義における『社会』、すなわち『全体社会』の観点から、その内面において種々の社会規範がいかなる作用をいとなむかを吟味する必要があること、全体社会の成り立つ範囲は時代の異なるにしたがって一様ではなく……諸国民社会が相互の間に密接な交渉をいとなみつつ存立し、発達してきたことが近代社会の特色をなすのであり、法の本質は世界社会の観点からも考察される必要がある」と。<sup>(33)</sup>さらに、「法の歴史的発展の諸基本形態に即して法の本質を考察することによってのみ、法の本質に

ついでに十分な理會に達することができる」という見解に基づき、恒藤の生きた時代を末期資本主義と名づけ、法の具体的なあり様を論じている。

第二七節を「末期資本主義と最近代法」と題して、一九世紀末期から二〇世紀にかけて資本主義の發展が新たな段階に達するにつれて、近代社会の形相や近代法の性格も根本的变化を被り、一方では金融資本主義に適合的な法制度が要求され、他方では末期資本主義経済のもたらす諸種の矛盾・欠陥に對して、社会秩序の見地から対応的手段を提供する、社会的立法がなされると指摘する。さらに、資本主義のもので育て上げられた自由主義・民主主義が十分な基盤を持っていなかったイタリアやドイツ、更にはソビエト連邦などで、新しい専制主義・独裁主義政治組織に取って代わられるようになったとして、双方を専制主義と理解していることが注目される。他方で、ソビエトについては従来の歴史になかった形相と内容を備えた法律秩序が實現されていると指摘し、若干の将来の展望を抱いているようにも読める。<sup>(35)</sup>

この記述を受けて第二八節は「資本主義末期における國際法」というタイトルが掲げられ、資本主義社会が自由主義的なものから独占主義へ変貌するなかで、國際的側面についても、資本・企業間の國際的相互依存が進行するとともに、労働者の國際連帯感情が醸成され、國際平和主義の思想と運動が登場したことをあげ、その二つの側面の相克を語る。そして、國際法や國際政治の歴史に新たな画期をもたらした第一次世界大戦は、英・仏の先発の金融資本主義国と独・澳の後発金融資本主義国との對抗によって生じ、結果として既得権益を持っていた先発国がますます有利になる形で終了した。この新たな國際秩序を維持するために國際連盟が創設されたが、集団安全保障体制を採用しただけでなく、常設國際司法裁判所の設置は法律共同体として裁判所を欠いていた國際社会の欠陥を補うものとして注目されるし、連盟総会や理事会、國際労働機關など、國際的公共機關による法治的機能の發達を意味するものとして

説 注目する。もっとも、戦後の国際秩序が国際正義の見地から公平適切な仕方ではなされたく、更に新たな世界戦争を導く重大な欠陥を持っていることも否定しない。しかし恒藤は、「国際法的諸制度を巧みに運用しつつ世界平和を維持しようとする熱心なる努力が代表的諸強国によって持続され、これにより世界戦争の危機が屢々回避された事実をも特記せねばならぬ」と述べる。<sup>(36)</sup>

資本主義の後に来る社会については言及していないが、恒藤なりの社会主義像が構想されていたのかもしれない。しかしこの論文は、あくまでも実定法の本質を追求する。恒藤は、法の存立は社会的現実根ざすと考える立場から、恒藤の生きた時代はまさに全体社会としての世界社会が実在したのであり、それに対応する法規範が国内法と国際法の形をとって世界社会に対する世界法として現れていると捉える。世界法概念の学問的意義は、全体社会が国家によつて総括されるのではなく、より高次な社会の存立によつて規制される状況があることを強調した。

では、世界法の理論が解決しようとした問題とは何か。田中の世界法は多元的国家論が教会や学会などの社会を国家と並列化することで国家を相対化したことに対応して、世界法を教会や組合などが有するルールと同じレベルのものとして把握する。恒藤の全体社会へのこだわりは、もろもろの部分社会とは異なる地位を世界社会が有し、国家という全体社会と対峙することによつて、法を通じて世界平和を実現する道を探るという問題意識があつたのではない。恒藤は国際連盟を評価しつつも、第一次世界大戦後の利益の再分配を固定化する形になっており、安定よりも不安を醸成していることを、的確に指摘することができた。そして、その矛盾を国家主義や民族主義の立場からではなく、世界主義の立場から解決可能性を見出すところに、「世界法の本質」探求の意義があつたと評することができよう。

(25) 恒藤、前掲注(一)、二一八―二二三頁。

(26) 同右、二二四―二二三頁。



- (27) 同右、一三三—一三九頁。
- (28) 同右、二六七—二八〇頁。
- (29) 同右、二五〇—二五八頁。
- (30) 同右、二八一—二八三頁。
- (31) 関口安義「恒藤恭とその時代」（二〇〇二年）、三一六頁。
- (32) たとえば、八木鉄男「法の本質について」竹下賢・角田猛之編『恒藤恭の学問風景——その法思想の全体像』（一九九九年）所収、一二七—一四九頁。
- (33) 恒藤恭『法の本質』（筆者が参照したのは一九六八年に単行本化されたもの）、三五—三六頁。
- (34) 同右、一五三頁。
- (35) 同右、一三九—一四二頁。
- (36) 同右、一四三—一四六頁。

おわりに

恒藤の世界法概念は、国際法の延長にあるのではなく、世界社会という全体社会の構成物であり、現行の法体系に即して叙述すれば、国内法と国際法の混合物であるが、法が歴史的発展の産物であると見る限り、時代が進めば一層高い次元で統合されたものとして世界法が理解されるところに特徴がある。そして、当面は国際法秩序についても強制的機能が強化されていく途上にあると見る。その意味では今日でも適用できる理論構成だといえるが、われわれがそうした理解を引き受ける場合には、具体的な制度や規範を素材にして検証を進めることが重要になろう。たとえば、現在では国際社会全体の価値を表現するものとしてユース・コーゲンス概念が登場し、それに違反する国家間合意が無効とされるが、その根拠は世界主義の観点からの把握が適切であることが理解されるであろう。また、多数国間条約に対する留保制度も、条約目的の両立性と他国による異議申立のどちらに優位を与えるかといった点で深刻な

説 対立を抱えているが、本稿との関連で言えば世界主義と国家主義との対立とも理解されうる。恒藤の理論的基礎づけがどこまで有効かはかるのは、われわれの課題となっている。

他方、一九三〇年代前半までの田中や恒藤らにみられる普遍主義的世界秩序構想を批判して、三〇年代後半には、「東亜協同体」から「大東亜共栄圏」に至る地域主義的秩序構想が台頭する。<sup>(37)</sup> 田中は、それらの主張が持っている狭隘な民族主義や国家主義を嫌悪して学問的な批判対象にしなかったが、そこに反省点はないか。また、恒藤はドイツやイタリアの体制を専制主義・独裁主義として批判的に扱っているが、その射程はどこまで及んでいるのであろうか。また東亜協同体という地域主義も、一つの「全体社会」であると認められるならば、恒藤の理解からそれらを批判することができるのであろうか。<sup>(38)</sup> この課題については、三〇年代後半から戦時中にかけての恒藤の研究を検討するなかで考えてみたい。

(37) 松井芳郎「グローバル化する世界における『普遍』と『地域』——『大東亜共栄圏』論における普遍主義批判の批判的検討」『国際法外交雑誌』一〇二巻四号(二〇〇四年)、および同「東アジア共同体と『大東亜共栄圏』——歴史的視点から——」西口清勝・夏剛編著『東アジア共同体の構築』(二〇〇六年)所収、一八〇—一九九頁参照。

(38) 小林啓治は、世界法を国内法と国際法の単なる加算としてではなく、総合体として両者を包含する高次のものとして捉えている点について、当時盛んに言われた東亜協同体論と比べてかなり異質と評価する。西田幾太郎も、世界的自覚の時代であるとして、各自の世界史的使命を自覚する必要を説いていたが、それは国家—国際社会—世界社会という同心円で構成される世界であるが、恒藤の場合は、より高次の社会としての世界社会の把握が特徴だとする。小林啓治『国際秩序の形成と近代日本』(二〇〇二年)、二七〇頁。この理解の仕方の違いによって、恒藤の全体社会論が東亜協同体論の陥穽を免れているかどうかは別途検討する必要がある。